

マーケティング創造研究会 利用規約

一般社団法人マーケティング共創協会(以下「当協会」という)は、本利用規約(以下「本規約」という)を以下のとおり定めます。入会の有無にかかわらず、マーケティング創造研究会を利用する方はすべて、本規約の主旨を理解し、本規約および他に定める諸規則を遵守するものとします。

第1条(定義)

本規約において使用する主な用語を以下のとおり定義します。

「本サイト」	当協会ホームページ(https://cms.marketing.or.jp/)
「本研究会」	当協会が運営・提供する、マーケティング創造研究会(CMS)
「セミナー」	本研究会で開催する個々の講座(ワークショップを含む)
「団体」	企業などの法人、公益法人、公的機関、商工会議所など、社会貢献を目的とした事業を営むすべての法人の総称
「年間契約」	当協会とCMSメンバーが締結する、本研究会の1年間の利用契約(「CMSメンバー登録」と同義)
「CMSメンバー」	年間契約により本研究会を継続利用する、個人または団体
「非CMSメンバー」	年間契約を締結していない、本研究会を利用する個人または団体
「セミナー受講申込」	セミナーの受講を希望する個人(CMSメンバー・非CMSメンバーは不問)が、当協会に対しセミナーごとに行う受講申込手続
「セミナー申込者」	セミナー受講を希望し申込手続を必要とする個人本人(CMSメンバー・非CMSメンバーは不問)
「代理人」	セミナー申込手続を、セミナー申込者に代わり代理で行う個人(CMSメンバー・非CMSメンバーは不問)
「所属団体」	CMSメンバーまたは非CMSメンバーが所属する勤務先などの団体
「登録情報」	所属団体・所属部署・氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス、その他当協会の別途定める事項に関する、個人または団体の情報
「申込」	本研究会またはセミナーの利用を希望する個人または団体が、当協会が別途定める方法により、正確かつ最新の登録情報をもって行う手続の総称
「受講票」	本研究会の所定のセミナーに関し当協会から利用希望者本人またはその代理人に対し、申込まれた当該セミナーの開催1営業日前までに送付する電子メール
「入会金」	当協会が別途定める、CMSメンバー登録時に必要な入会金
「基本料金」	当協会が別途定める、年間契約の基本料金(事務手数料を含む)
「参加料」	当協会が別途定める、各種セミナーに参加するために必要な料金
「CMS参加登録」	当協会が別途定める、本研究会の各種セミナーに参加するために必要な手続の1つであり、CMSメンバーである個人または団体に所属する個人の最新かつ正確な情報を登録することで、当該者本人と当協会が締結する本研究会の1年間の利用契約
「所定の手続」	当協会が本サイト上に掲載する手続、または当協会の定めるその他の手続に従い、個人または団体が行う各種手続

第2条(目的)

マーケティング創造研究会は、社会を豊かにするための商品開発に役立つマーケティング情報を提供し、講師・企業間の情報交換の場や交流を通じた、新たなマーケティングの共創を目的とします。

第3条(年間契約の成立)

1. 非 CMS メンバーのうち、年間契約の締結すなわち CMS メンバー登録を希望する団体または個人は、CMS メンバー登録のための所定の手続に従い、CMS メンバー登録申込を行うものとします。
2. 非 CMS メンバーは CMS メンバー登録申込に際し、CMS メンバー登録申込フォームより申込むものとします。
3. 当協会は、CMS メンバー登録申込フォームの受信後、当該申込者に対し以下の内容について電子メールまたは書面にて通知するものとします。
 - ① CMS メンバー登録を許諾する旨
 - ② 年間契約料の金額および支払方法
4. 当協会と CMS メンバーとの年間契約は、当協会が CMS メンバー登録申込フォームを受信し、かつ当協会が別途定める年間契約料(基本料金)の入金を確認した時点で有効に成立したものとみなします。
5. CMS メンバーまたは非 CMS メンバーは、以下のことに留意するものとします。
 - ① 振込手数料は振込者のご負担となります。
 - ② CMS メンバーが本研究会で開催される各種セミナーに参加するためには、上述4. の基本料金のほか、当協会が別途定める参加料の支払および CMS 参加登録が必要となります。このため、CMS メンバーへの登録がただちに本研究会の利用資格を保証するものではありません。

第4条(CMSメンバーの種類)

1. CMS メンバーには団体での登録のほか、個人での登録も可能です。
2. 団体での登録の場合、従業員数や料金負担方法に応じ、以下より希望の登録形態を自由に選択できます。なお、CMS メンバー登録希望者は当協会が別途定める各プランの詳細を確認し、よく検討した上で当協会に申込むものとします。
 - ① 団体の規模および参加人数に応じた料金を負担するプラン
以下のプランは基本料金のほか、参加人数に応じ、別途参加料を必要とします。
 - (1) 従業員数 500 名以下の事業規模の場合は「全社一丸プラン」。
 - (2) 従業員数 501 名以上の事業規模で、単一部署で利用する場合は「スマートプラン」。
 - (3) 従業員数 501 名以上の事業規模で、複数部署で利用の場合は「企業力向上プラン」。
 - ② 参加人数に応じた料金を負担するプラン
以下のプランは基本料金のほか、利用回数に応じ、所定の参加料を別途必要とします。
 - (1) 従業員数や部署に関わらず、20 席分利用可能な「固定参加料プラン」。
 - (2) 参加人数や回数に関わらず、単一部署限定で利用可能な「無制限参加プラン」。
3. 個人での登録の場合、「個人登録プラン」で登録した個人のみが利用するものとします。
4. 当協会は、CMS メンバーの種類を追加、変更、廃止、再開などをすることがあります。

第5条(利用料金)

1. CMS メンバー登録を希望する非 CMS メンバーおよび登録済の CMS メンバーは、当協会が別途定める以下の料金を支払うものとします。振込手数料は振込者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

① 入会金

- (1)非 CMS メンバーは入会時すなわちCMSメンバー登録時に、当協会が別途定める入会金を所定の方法で遅滞なく支払うものとします。
- (2)退会後に再度入会を希望する非 CMS メンバーであっても、入会時には入会金の支払いを必要とします。
- (3)継続利用のため、年間契約の期間満了前に所定の更新手続を行った場合は、入会金は不要となります。
- (4)このほか、当協会が別途定める規定がある場合は、当該規定に準ずるものとします。

② 基本料金

- (1)CMSメンバーは基本料金として、当協会が別途定める料金を遅滞なく支払うものとします。
- (2)基本料金の支払時期は、当協会が別途定める規定に準じます。
- (3)このほか、当協会が別途定める規定がある場合は、当該規定に準ずるものとします。

③ 参加料

- (1)参加料は当協会が別途定める契約プランや参加人数などの条件により変動します。
- (2)参加料の支払時期は、当協会が別途定める規定に準じます。
- (3)このほか、当協会が別途定める規定がある場合は、当該規定に準ずるものとします。

2. CMS メンバー登録を希望しない非 CMS メンバーは、当協会の指定する金額および支払方法(期日、口座など)に従い、セミナーごとに当協会が別途定める所定の参加料を当協会に遅滞なく支払うものとします。振込手数料は振込者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

第6条(本研究会開催セミナーの申込)

1. セミナー受講申込の方法は、CMSメンバーか否かで異なります。
 - ① 非 CMS メンバーは、希望するセミナーごとに当協会が別途定めるセミナー受講申込フォームより申込を行い、当協会より電子メールまたは書面にて通知する参加料および支払方法に従い、参加料を支払うものとします。原則として、参加料の支払を当協会が確認した時点で申込が成立し、非 CMS メンバーである申込者は当該セミナーの受講権を取得するものとします。
 - ② CMS メンバーは、以下に定める手順に従いセミナー受講申込を行うものとします。
 - (1)CMS 参加登録が成立しセミナーへの参加権利を保有した状態で、セミナー受講申込フォームより各セミナーへ個別に受講申込を行うことで、受講が可能となります。
 - (2)CMS 参加登録は、CMS メンバーである個人または CMS メンバーである団体に所属する個人が CMS 参加登録申込フォームより申込を行った時点で効力が発生します。
 - (3)CMS 参加登録およびセミナー受講申込は、セミナー申込者本人のほか、代理人による申込も有効とします。
2. 当協会へのセミナー受講申込フォームの受信をもって、正式な申込とします。セミナー申込者本人またはその代理人は、自動返信システムによる電子メールの受信をもって、セミナー受講申込手続が完了したことおよび申込内容を確認できます。
3. セミナー申込者は、以下のことに留意するものとします。
 - ① フォームの受信がただちに受講資格を保証するものではありません。
 - ② セミナー申込者が、本研究会に所属団体を通じて申込む場合、所属団体とセミナー申込者は連帯して、本規約のすべての規定に同意したものとみなされます。

第7条(セミナー受講申込の承諾)

1. セミナー申込者本人またはその代理人によるセミナー受講申込を受けた後、当協会はセミナー申込者本人またはその代理人に対し、当該セミナーの利用を許諾する旨、および必要に応じて参加料の金額および支払方法(期日、口座など)を、電子メールまたは書面にて通知するものとします。
2. セミナー受講申込は、当協会からセミナー申込者本人またはその代理人に対し、受講票を通知した時点で有効に成立し、セミナー申込者は本規約の定めに従い当該セミナーの受講資格を取得するものとします。

第8条(個人情報などの取扱い)

1. 当協会は、当協会が別途定めるプライバシーポリシーに従い、個人情報を適切に取扱います。
2. 当協会は、前項のプライバシーポリシーに定めるほか、各種申込フォーム(CMSメンバー登録申込フォーム、CMS参加登録申込フォーム、セミナー受講申込フォーム、問合せフォームなど)に記載の登録情報、その他個人または団体(CMSメンバー・非CMSメンバーは不問)がマーケティング創造研究会を通じて当協会に提供する個人情報あるいは企業情報を、当該者本人または団体に対する通知、連絡、請求、本人確認、与信管理、当協会が実施する広告・広報活動、その他マーケティング創造研究会の運営、管理を行う目的に限り利用するものとし、これ以外の目的では使用しないものとします。

第9条(本研究会の内容に対する権利)

1. 本研究会を使用する個人は、本研究会の内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、個人の私的利用の範囲で使用するものとします。
2. ただし、当協会または講師より、個別の情報に対し別途定めがある場合は、その定めが優先されるものとします。

第10条(禁止事項)

CMSメンバーであるか否かに関わらず、本研究会の利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 本研究会の内容を第三者に対し、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用承諾などする行為
2. 法令または公序良俗に違反する行為、または犯罪行為に関連する行為
3. 当協会、ほかの受講者、その他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊または妨害する行為
4. 不正アクセス、またはこれを試みるなど、当協会のサービスの運営を妨害する恐れのある行為
5. ほかのCMSメンバーまたは非CMSメンバーに関する個人情報や企業情報などを収集または蓄積する行為
6. ほかのCMSメンバーまたは非CMSメンバーに成りすます行為
7. ほかのCMSメンバー、非CMSメンバー、その他第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
8. 当協会のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接的に利益を与える行為
9. その他、当協会が不適切と判断する行為

第 11 条(利用資格の中断・取り消し)

本研究会を利用する個人または団体(CMSメンバー・非CMSメンバーは不問)が以下の項目のいずれかに該当する場合、当協会は、事前に通知することなく、ただちに年間契約、CMS 参加登録もしくはセミナーの受講申込を解除し、当該者(個人または団体)の利用資格を停止または将来に向かって取消することができるものとします。この場合においては当協会が受領済の料金(入会金、基本料金、参加料など)の返金はいりません。

1. 各種申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
2. 本研究会の内容を適切に理解できない可能性がある場合、または利用者が後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
3. 営利、またはその準備を目的とした行為、その他当協会が別途禁止する行為を行った場合
4. 当協会の許可なく、録音、録画を行った場合
5. 個人またはその所属団体に対する破産、民事再生その他倒産手続の申立があった場合。
6. 個人またはその所属団体が、反社会的勢力に該当することが判明した場合
7. 本規約に違反した場合
8. CMSメンバーとしての本研究会の利用料金(入会金、基本料金、参加料など)または非CMSメンバーのセミナー受講に際しての参加料などについて、当協会が指定する金額の支払が期日までに確認できず、かつ当協会からの問合せや再請求などに対し、当該者(個人または団体)からの応答や支払が一定期間以上得られない場合
9. その他、当協会が本研究会の利用者としての適格性に欠けると判断した場合

第 12 条(CMSメンバーの各種資格の喪失)

以下の項目に該当する場合は、CMSメンバーである個人または団体(または当該団体に所属する個人)は本研究会に関する以下の資格を喪失するものとします。

1. CMSメンバー
 - ① 年間契約が満了する期日までに、当協会が別途定める所定の更新手続を完了しなかった場合
 - ② CMSメンバーを退会した場合
 - ③ 第 11 条に該当する場合
2. CMS 参加登録を完了している個人
 - ① CMS メンバーである団体に所属する個人において、所属団体の年間契約が満了する期日までに、当協会が別途定める所定の更新手続が完了されなかった場合
 - ② CMS メンバーである団体に所属する個人において、所属団体がこれを退会した場合
 - ③ CMS 参加登録による利用資格の有効期間が満了し、再登録を行っていない場合
 - ④ 第 11 条に該当する場合
3. 更新手続前のセミナー受講申込
 - ① 第 12 条で先に掲げる第 1 項もしくは第 2 項に該当し、セミナー開催日以前に CMS メンバーあるいは CMS 参加登録、もしくはその両方を喪失した場合

第 13 条(本研究会の中止・中断及び変更)

1. 当協会は本研究会の運営上やむを得ない場合には、事前に通告なく、本研究会の中止・中断をできるものとします。
2. 前項の場合には、当協会は本研究会の中止または中断後14営業日以内に、当該研究会についての未使用分の参加料を返金します。ただし、入会金、基本料金の返金は行わないものとし、当協会の責任は支払済かつ未使用分の参加料の返金に限られるものとし、その他いっさいの責任を負いません。

第 14 条(返金)

1. セミナー申込者は、以下に定めるキャンセル期限までに所定のキャンセル手続を行うことによりセミナー受講申込を取消しできるものとします。なお、一度利用中止を行った場合でも、その後の再利用申込は可能であるものとします。
 - ① キャンセル期限は、セミナー開催日より3日前の23時59分までとします。
 - ② キャンセル手続は、電子メール・FAXにより、当協会へ届出ることとし、緊急を要する場合は電話での届出も有効とします。
 - ③ キャンセル期限を過ぎると、キャンセルすることができません。
2. 返金の際の振込手数料はキャンセル希望者(個人または団体)の負担とします。

第 15 条(保証)

本研究会は、セミナーの受講者が研究会の内容を習得すること、または本研究会で示された業績や能力などの成果を得ることを保証するものではありません。

第 16 条(譲渡禁止)

1. CMSメンバーおよび非CMSメンバーは、本規約および個別の契約に定める権利または義務の一部もしくはすべてを第三者に譲渡または承継してはならず、また、CMSメンバーおよび非CMSメンバーとしての資格を第三者に使用させ、貸与、売買、名義変更、質権の設定、その他担保に供するなどの行為はしてはならないものとします。
2. ただし、組織再編や人事異動などにより所属メンバーが変更となった場合においては、当協会に事前に届出し当協会より受理されていることを条件として、下記に該当する場合に限り、利用資格の譲渡を承諾するものとします。
 - ① CMSメンバーの場合は、第4条第2項に定める団体および部署に所属し、未登録の個人
 - ② 非CMSメンバーの場合は、申込済セミナーの当該者と同一の団体に所属する別の個人
3. 前項の規定にかかわらず、第2条に定める目的を達成するために必要であると当協会が認めた場合には、CMSメンバーは協会の承諾を得た上で、CMSメンバーの子会社やCMSメンバーに所属する個人が発起人となって新たに設立する会社などに、前項の権利または義務の一部もしくはすべてを譲渡できるものとします。

第 17 条(損害賠償)

1. CMSメンバーおよび非CMSメンバーが本研究会に起因、または関連して当協会に対して損害を与えた場合、CMSメンバーおよび非CMSメンバーはいっさいの損害を補償するものとします。
2. 本研究会に起因、または関連して、CMSメンバーおよび非CMSメンバー同士、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、当該者(個人または団体、CMSメンバー・非CMSメンバーは不問)は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

第 18 条(管轄裁判所)

CMSメンバーの年間契約を含む本規約にかかわる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第 19 条(規約違反)

1. 第 11 条第 7 項に定めるとおり、CMSメンバーまたは非 CMSメンバーが本規約に違反したと当協会が判断する場合、当協会は事前に通知することなくただちに本契約を解除し、当該者の利用資格を停止または将来に向かって取消することができるものとします。
2. 前項の定めは、当該違反により当協会が被った損害にかかる賠償請求を妨げないものとします。

第 20 条(本規約の変更)

1. 当協会は本規約の内容を CMSメンバーおよび非 CMSメンバーに対して予告なく変更する場合があります。この場合、CMSメンバーおよび非 CMSメンバーは本サービスの内容および条件について変更後の規約に従うことに同意するものとします。
2. 変更後の規約については、本サイトに掲示するものとします。

附則 本規約は 2021 年 11 月 22 日に制定し、同日施行します。

一般社団法人マーケティング共創協会